

北港テクノポート線建設事業に係る

事後調査報告書

(令和6年4月～令和7年1月)

令和7年12月

株式会社 大阪港トランSPORTシステム
大 阪 市

目 次

1. 事業者の氏名及び住所	1
2. 対象事業の名称	1
3. 対象事業の実施状況	1
4. 事後調査項目及び手法	4
(1) 調査項目	4
(2) 調査内容	5
5. 事後調査結果	7
(1) 大気質	7
(2) 交通量（工事用運搬車両運行台数）	8
6. 保全対策の履行状況	9
7. 市長の意見に対する都市計画決定権者の見解及び履行状況	12

1. 事業者の氏名及び住所

名 称 株式会社 大阪港トランスポートシステム (O T S)
氏 名 代表取締役 美濃出 宏人
所在地 〒559-0031 大阪市住之江区南港東四丁目 10 番 108 号

名 称 大阪市
氏 名 大阪港港湾管理者（代表者 大阪市長）横山 英幸
所在地 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

2. 対象事業の名称

北港テクノポート線建設事業

3. 対象事業の実施状況

北港テクノポート線の路線計画は、大阪市此花区北港2丁目を起点に舞洲、夢洲を経由し、住之江区南港北1丁目に至る路線で、建設延長は 7.2km（路線延長 7.5km）である（図1参照）。

令和6年度においては、夢洲地区における躯体工、建築・電気・軌道工事を実施した（図1参照）。

工事の概要は表1に、令和6年度における工事及び調査の実施状況は表2、工事の工程（夢洲地区）は表3に示すとおりである。

表1 工事の概要

箇所	主な工法	
咲洲地区	増設部 鉄道単独部	オープンカット
	道路・鉄道併設部	オープンカット
	沈埋トンネル部	沈埋
夢洲地区	沈埋トンネル部	オープンカット
	道路・鉄道併設部	シールド
	シールドトンネル	シールド
	夢洲駅（2階層）	オープンカット
	開削トンネル（引込部）	オープンカット
舞洲地区	車庫部	オープンカット
	シールドトンネル (夢洲駅～舞洲駅)	シールド
	舞洲駅（3階層）	オープンカット
	シールドトンネル (舞洲駅～新桜島駅)	シールド
此花地区	開削トンネル（渡り線部）	オープンカット
	新桜島駅（2階層）	オープンカット

■	：工事完了済み
■	：着手済み
■	：未着手（事業休止中）

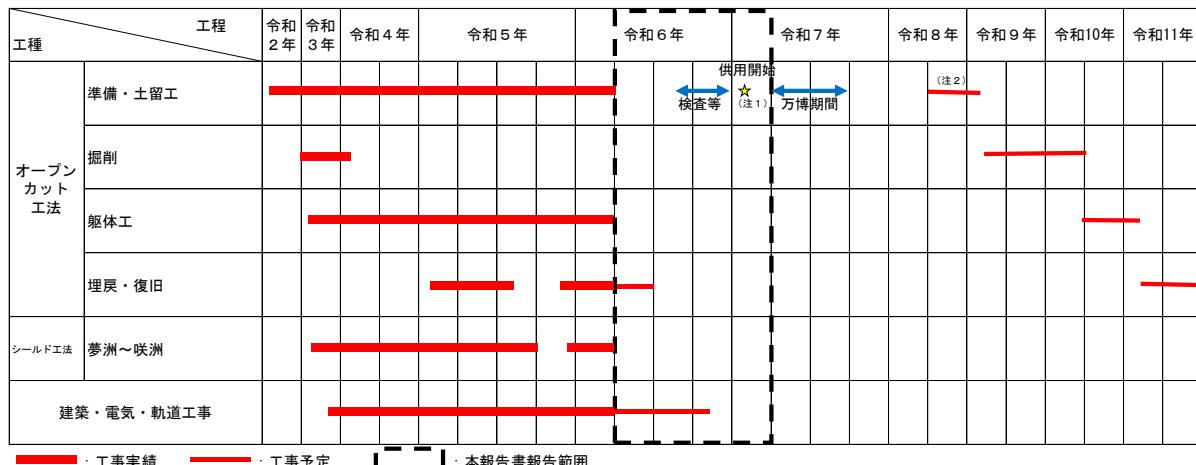
注1. オープンカット工法の工種：準備工、土留工、掘削工、躯体工、埋戻工、道路復旧工

注2. シールド工法の工種：準備工、掘削・覆工、コンクリート打設工、地中障害物撤去工、既設立坑側作業、掘削・覆工

表2 令和6年度における工事及び調査の実施状況

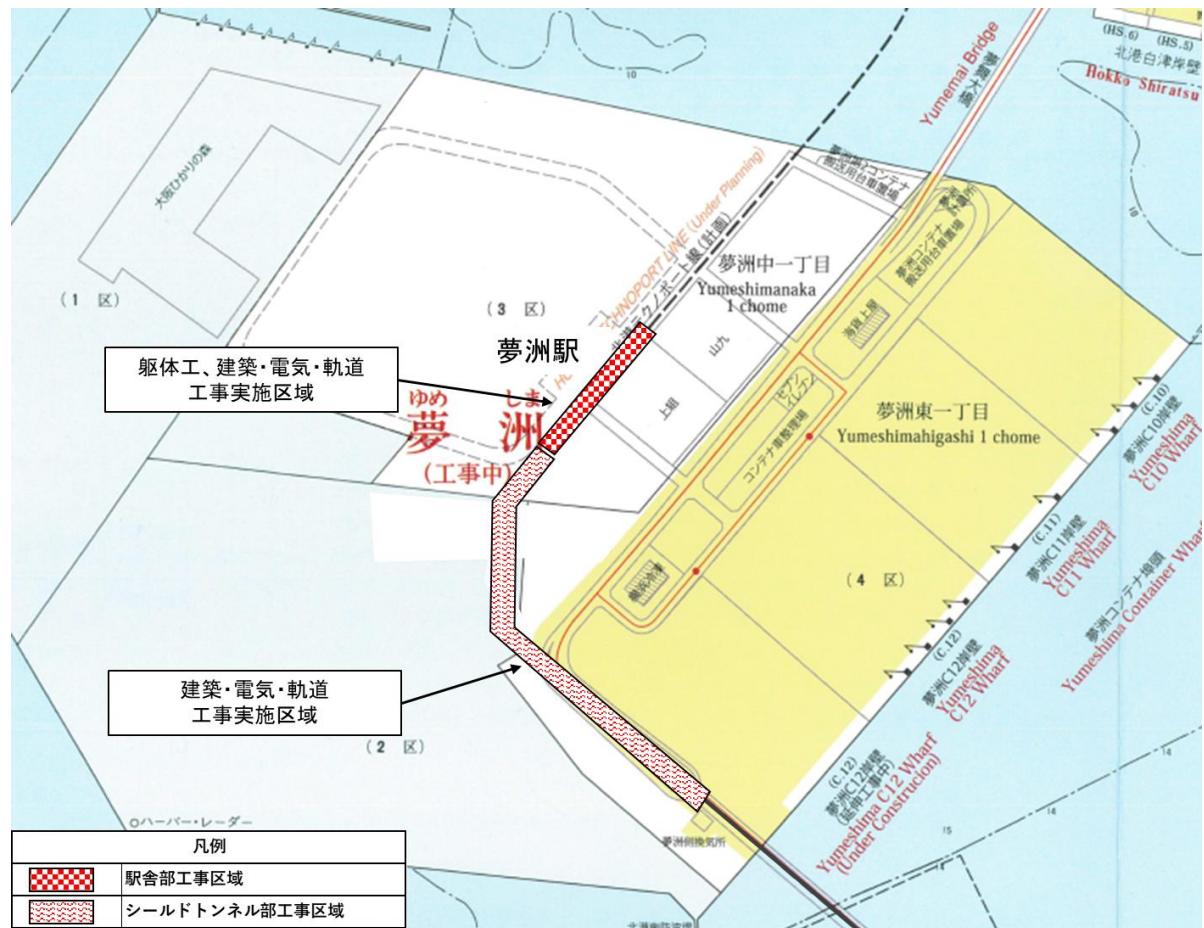
地区	主な工法	主な工種	主な施工機械	令和6年												令和7年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
夢洲	オープンカット	転体工	バックホウ、クレーン等	◎	◎	◎												
	建築・電気・軌道工事	トラック、クレーン等		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
調査項目																		
大気質				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
交通量	工事用運搬車両運行台数					◎		◎	◎									

表3 工事の工程（夢洲地区）



注1. コスモスクエア駅～夢洲駅間については、令和7年1月19日に開業

注2. 令和8年度以降は、夢洲駅南西出入口通路等を整備予定（詳細工程は未定）。



4. 事後調査項目及び手法

(1) 調査項目

建設工事中の環境への影響を把握するために、以下に示す項目の調査を実施した。

調査項目	建設工事中
	陸域工事
大気質 (NO _x 、NO ₂ 、SO ₂ 、SPM)	○
工事用運搬車両運行台数	○

注. 令和2年度から陸域工事のみ行っているため、海域工事の調査項目については下表に記載。

なお、令和6年度は、調査対象となる以下の工事を実施していないため、調査を行っていない。

調査項目	建設工事中		対象
	海域工事	陸域工事	
大気質 (NO _x 、NO ₂ 、SO ₂ 、SPM)	○	—	工事中
水質	海域 (濁度)	○	—
	陸域 (水質汚濁防止法及び大阪市下水道条例の項目)	—	○
騒音、低周波音	○	○	騒音：新桜島、舞洲、咲洲の工事中（オープンカット工法）並びに夜間工事中 ^(注2) 低周波空気振動：沈埋工事の大型作業船稼働中
振動	—	○	新桜島、舞洲、咲洲の工事中（オープンカット工法）
地盤沈下	—	○	シールド工事及び開削工事で掘削を行っている期間中
動物・植物・鳥類・生態系	○	—	沈埋工事中
廃棄物、発生土	—	○	建設発生土の発生期間中

注1. 濁度調査は、濁りの発生が考えられる沈埋工事（埋戻工、床掘工）や咲洲地区の護岸復旧工事（基礎工事、本体工、裏込・裏埋工）の作業中に適用。

なお、沈埋工事、咲洲地区の護岸復旧工事は平成19年に完了している。

注2. 夜間騒音の調査地点は咲洲内の2地点（大阪南港野鳥園、南港中5丁目付近）であり、事後調査の対象となる夜間工事は基本的には沈埋工事である。

(2) 調査内容

各調査項目における、調査日時、調査頻度、調査時期、調査方法、調査地点は、以下に示すとおりである。また、調査地点に関しては、図2に詳細を示した。

区分	調査項目	調査日時	調査頻度	調査時期	調査方法	調査地点
①大気質	二酸化硫黄(SO ₂)、二酸化窒素(NO ₂)、窒素酸化物(NO _x)、浮遊粒子状物質(SPM)	令和6年4月1日～令和7年1月31日	常時	工事中	環境基準に定める方法 (大阪市環境局より提供)	南港中央公園局
②交通量	工事用運搬車両運行台数	① 令和6年7月31日 ② 令和6年9月3日 ③ 令和6年9月25日 ④ 令和6年10月30日	4回/年	工事中	工事区域出入台数の計測	夢洲駅建設工事区域2地点(夢洲3区)



5. 事後調査結果

(1) 大気質

区分	調査結果 ^(注)		管理目標	
二酸化硫黄 (SO ₂)	(長期的評価)		工事の影響 が認められ ないこと	
	日平均 2 %除外値	0. 006ppm		
	日平均値が 0. 04ppm を超えた日が、 2 日以上 連續したことの有無	無し		
	(短期的評価)			
	日平均値が 0. 04ppm を超えた日の有無	無し		
	1 時間値が 0. 1ppm を超えた時間の有無	無し		
二酸化窒素 (NO ₂)	(長期的評価)			
	日平均の 98% 値	0. 036ppm		
窒素酸化物 (NO _x)	日平均の 98% 値			
	0. 058ppm			
浮遊粒子状物質 (SPM)	(長期的評価)			
	日平均の 2 %除外値	0. 026mg/m ³		
	日平均値が 0. 10mg/m ³ を超えた日が、 2 日以上 連續したことの有無	無し		
	(短期的評価)			
	日平均値が 0. 10mg/m ³ を超えた日の有無	無し		
	1 時間値が 0. 20mg/m ³ を超えた時間の有無	無し		

調査日時：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日

【参考：調査項目の環境基準】

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂) ^(注1)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間 値が 0. 1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂) ^(注2)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン 内、またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) ^(注3)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間 値が 0. 20mg/m ³ 以下であること。

注 1. 「大気の汚染に係る環境基準」(昭和 48 年、環境庁告示第 35 号)

注 2. 「大気の汚染に係る環境基準」(昭和 53 年、環境庁告示第 38 号)

注 3. 「大気の汚染に係る環境基準」(昭和 48 年、環境庁告示第 25 号)

評価	<p>調査地点(南港中央公園局)における各調査項目の令和 6 年度の測定結果は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄 (SO₂) については、日平均値や 1 時間値が環境基準値を超える日はなかった。 二酸化窒素 (NO₂) については、日平均値が環境基準値を超える日はなかった。 浮遊粒子状物質 (SPM) については、日平均値や 1 時間値が環境基準値を超える日はなかった。 <p>以上のことから、本事業による環境影響の程度は小さく、大気質については特に問題ないものと考えられる。</p>
----	--

(2) 交通量（工事用運搬車両運行台数）

(単位：台／日)

調査年月日	車両の種類	運行台数（ゲート1）	運行台数（ゲート2）	合計台数
令和6年7月31日	ダンプトラック	0	0	0
	トレーラトラック	0	0	0
	ミキサー車	0	0	0
	その他（6t車両含む）	117	25	142
			延べ台数	142
令和6年9月3日	ダンプトラック	0	0	0
	トレーラトラック	0	0	0
	ミキサー車	0	0	0
	その他（6t車両含む）	69	5	74
			延べ台数	74
令和6年9月25日	ダンプトラック	0	0	0
	トレーラトラック	8	0	8
	ミキサー車	0	0	0
	その他（6t車両含む）	63	1	64
			延べ台数	72
令和6年10月30日	ダンプトラック	0	0	0
	トレーラトラック	0	0	0
	ミキサー車	0	0	0
	その他（6t車両含む）	56	9	65
			延べ台数	65

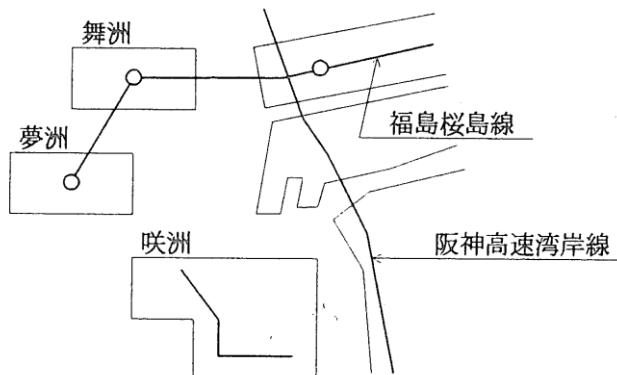
評価

交通量の調査結果は、建設工事出入口において4回（令和6年7月、9月初旬、9月下旬、10月）測定した結果である。
4回の調査結果は、65台～142台であり、いずれも環境影響評価書の舞洲～夢洲間の工事用運搬車両運行台数452台を下回る交通量であった。
以上のことから、交通量については特に問題ないと考えられる。

【参考：工事用運搬車両の運行ルート別交通量（評価書抜粋）】

対象道路	工事用運搬車両(台/日)
福島桜島線	68
舞洲内道路	舞洲～新桜島間
	舞洲～夢洲間
咲洲内道路	334
阪神高速湾岸線	72

注：網掛け箇所が、今回該当する。



6. 保全対策の履行状況

環境影響評価項目（建設工事）	環境保全対策	履行状況	
建設機械の稼動 (土地の改変・浚渫工事に伴う建設機械の稼動を含む)	大気質 騒音 振動 自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低公害型の建設機械を採用する。 必要に応じて防音シートなどの対策を講じる。 不要なアイドリングを停止する。 建設機械の稼動時間帯の調整を行う。 低騒音の工法の採用 作業船における良質燃料の使用 粉じん対策の実施（仮囲いの設置、散水） 	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型もしくは排出ガス浄化装置を装着した低騒音、低振動型の杭打機、掘削機などの建設機械を採用している。 これまでの工事では防音シートは敷設していないが、上記対策により建設作業騒音及び振動の管理目標値を遵守して工事を実施している。 作業員に不要なアイドリングは停止するよう励行している。 建設機械の同時稼働台数が多くならないよう稼動時間帯を調整している。 咲洲の土留め鋼管矢板の打設に全旋回掘削及びアースドリル掘削を用いるなど、低騒音の工法を採用した。 夢洲駅建設における土留工について、低騒音工法であるTRD工法を採用した（令和3年2月終了）。 平成14年11月途中より実施した発生残土の海上運搬の作業船及び浚渫船は良質燃料（A重油）を使用した（平成19年3月終了）。 粉じん対策として適宜、仮囲い設置、散水を実施している。
工事用運搬車両の運行	大気質 騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> 掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用して外部への運搬量を低減するとともに搬出先是夢洲の埋立地とする。 工事用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないよう高速道路を利用するなどルート選定を行うとともに分散を図る。 不要なアイドリングを停止する。 過積載の防止を図る。 車両出入り口にタイヤ洗浄施設を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また、外部への搬出先是夢洲の埋立地とした。さらに工事用運搬車両による環境への負荷等を考慮して、平成14年11月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成19年3月終了）。 夢洲工事区域での掘削残土は夢洲の埋立及び埋戻しに使用している。 咲洲地区の工事に係る工事用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないようルート選定を行った（平成21年3月終了）。 夢洲地区の工事に係る工事用運搬車両の運行は、住宅地が多い南ルートは極力避けてルート選定を行い、北及び中央ルートを使用している。 作業員に不要なアイドリングは停止するよう励行している。 作業員に過積載をしないよう注意喚起し、目視でチェックしている。 車両出入り口にタイヤ洗浄施設（咲洲側）・タイヤ洗浄装置（夢洲側）を設置し、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないようにするとともに、散水などにより路面の清掃を行った（平成21年3月終了）。

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
工事用運搬車両の運行	大気質 騒音 振動	・工事用運搬車両の分散化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度からの夢洲地区の工事においては、工事用運搬車両の出口を定め、出口にはタイヤ洗浄装置を設置し、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないようにするとともに、散水などにより路面の清掃を行っている。 ・工事用運搬車両の運行台数が予測値を上回らないよう工程調整を行っている。なお、前述のように平成14年11月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更した（平成19年3月終了）。
土地の改変・浚渫工事	水質	・工事による海水の濁り等に 関して、できる限り汚濁防止 膜を展張するとともに適切な 環境監視を行いながら慎重に 工事を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止膜を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行い問題ない旨を報告した（平成19年12月終了）。
	地下水 土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区域から搬出しなければならない掘削残土について、性状を分析し関係法令に基づいて適正に処理する。 ・工事期間中、適切な地下水調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在工事を実施している区域において発生した残土については、あらかじめ性状分析を行い、適正に処理した。 (令和6年度に残土の発生はなかった。) ・事後調査における土壌調査のうち2区及び4区の1箇所については、平成16年度に実施し、土壌汚染対策法の基準値超過であったため、工事による発生土を搬出する際は、海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律に基づき調査を行い、同法の基準を超えるものは適正に処理した（平成21年3月終了）。 ・夢洲地区3区については、令和2年度に土壌調査を実施し、基準値超過となつたため、土壌汚染対策法に基づく埋立地特例区域の指定を受け、散水や運搬時のシート掛けによる飛散防止を行うなどして対策を行っている。 ・地下水調査を計画している夢洲地区の2,3,4区のうち、2,4区の地下水調査については平成16年度に実施し、工事排水の放流に際しては水質監視を行った（平成19年1月終了）。 ・夢洲地区3区については、令和2年度に地下水調査を実施し、工事排水の放流に際しては水質監視を行っている。
	地盤沈下	・周辺区域において問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺区域に問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用しており、沈下量についても事後調査計画に基づき監視し、問題ない旨を報告した。 ・事後調査のうち、咲洲オーブンカット部における調査については本事業の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成19年2月終了）。

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
土地の改変・浚渫工事	廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用し、搬出しなければならない残土は夢洲の埋立材として利用する。 ・建設工事により発生する廃棄物は、発生の抑制を図るとともに、発生したものはリサイクルに努める。 ・シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また、外部への搬出先は夢洲の埋立地とし、工事用運搬車両による環境への負荷等を考慮して、平成14年11月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成19年3月終了）。 ・夢洲の工事区域の掘削残土は埋立材として利用した（令和5年5月終了）。 ・建設工事により発生する廃棄物（コンクリートやアスファルトコンクリート）は、建設リサイクル法に基づき、再資源化を図っている。止むを得ず発生した建設汚泥は廃棄物として適正に処理している。 ・海上部での浚渫土砂については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の判定基準を超過した土砂を除いて、当該地区における埋立材として利用した（平成21年3月終了）。 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の判定基準を超過した夢洲2区の土砂（土量:211m³）については、管理処分場へ適正に処理した（平成20年1月終了）。 ・シールド工事によって発生した建設汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく個別指定（再生利用業者の指定）制度を活用し、夢洲1区の埋立に利用した（令和5年5月終了）。
動物 植物 生態系		<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中、工事区域周辺の海水の濁りの監視を行ながら慎重に施工する。 ・夜間工事時の照明器具には、遮光板やルーバーを取り付け野鳥園の鳥類への影響を低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止膜を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行い、問題ない旨を報告した（平成19年12月終了）。 ・咲洲での工事において止むを得ず日没後に照明を使用し、作業を実施した際には、野鳥園の鳥類などへの影響を軽減するために照明器具の方向等を調整した（平成19年2月終了）。 ・夢洲でのシールド工事においては、日没後に照明を使用し作業を実施する際は、作業ヤード外に光が漏れないよう照明器具の方向を調整した（令和5年5月終了）。

7. 市長の意見に対する都市計画決定権者の見解及び履行状況

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼動時間帯の調整、作業船における良質燃料の使用に努めること。また、適切な粉じん飛散防止対策を講じること。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、残土を埋戻材等に一層活用することにより、走行台数の削減を図ること。 ・建設工事中における大気汚染対策を事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼動時間の調整、作業船における良質燃料の使用に努めることとする。また、粉じん飛散防止対策としては、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として散水を行うことや、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車や路面の清掃に努めることとする。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、できるだけ残土を埋戻材等に活用することにより、走行台数の削減を図ることとする。 ・建設工事中における大気汚染対策については事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械などの採用や建設機械の稼動時間の調整を行い、作業船は良質燃料（A重油）を使用した。また、粉じん飛散防止対策として、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として適宜散水を行い、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車（咲洲側、夢洲側）や路面の清掃を行った（平成21年3月終了）。 ・令和2年度からの夢洲地区の工事においては、工事用運搬車両の出口を定め、出口にはタイヤ洗浄装置を設置し、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないようにするとともに、散水などにより路面の清掃を行っている。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更（平成14年11月途中～平成19年3月）し、走行台数の削減を図った（平成19年3月終了）。 ・夢洲工事区域については、残土を夢洲2区土地造成用の埋立材として活用し、走行台数の削減を図った（令和4年3月終了）。 ・大気質への影響を軽減するため、作業員に不要なアイドリングを停止するよう励行するなどの対策を講じて建設工事を実施している。
<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮すること。 ・建設工事に伴う排水の処理にあたっては、放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮することとする。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用海域に放流することとする。いずれの場合も放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止膜を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行い、問題ない旨を報告した（平成19年12月終了）。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（旧大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用海域に放流している。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示した。陸上の掘削工事に伴う排水の監視結果については問題がない旨を報告している。

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
<p>〔地下水・土壤〕</p> <p>・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い性状を報告すること。また、夢洲においては、埋立完了後に、地下水及び土壤の調査を行い、その結果を報告すること。</p>	<p>〔地下水・土壤〕</p> <p>・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の浚渫土砂に係る判定基準の項目の分析結果を報告することとする。また、夢洲においては、埋立完了後に地下水及び土壤の調査を行い、その結果を報告することとする。</p>	<p>〔地下水・土壤〕</p> <p>・工事実施区域において発生した残土については、処分前に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に準じた抜き取り検査を行い、問題ない旨を報告書（平成 13, 14, 15, 16 年度、令和 2 年度）に記載した。</p> <p>・地下水の事後調査のうち夢洲地区 2 区及び 4 区の調査については、平成 16 年度に実施し、工事排水の放流に際しては水質監視を行った（平成 19 年 1 月終了）。</p> <p>・地下水の事後調査のうち夢洲地区 3 区の調査は令和 2 年度に実施し、工事排水の放流に際しては水質監視を行っている。</p> <p>・土壤の事後調査のうち夢洲地区 2 区及び 4 区の 1 箇所については、平成 16 年度に実施し、土壤汚染対策法の基準値超過であったため、工事による発生土を搬出する際は、海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律に基づき調査を行い、同法の基準を超えるものは適正に処理した（平成 21 年 3 月終了）。</p> <p>・土壤の事後調査のうち夢洲地区 3 区の調査は、令和 2 年度に実施し、基準値超過であったため、土壤汚染対策法に基づく埋立地特例区域の指定を受け、散水や運搬時のシート掛けによる飛散防止を行なうなどして対策を行っている。</p>
<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <p>・鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めること、また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこと。</p> <p>・建設工事においては、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めること。また、夜間工事における影響の軽減に配慮すること。</p> <p>・舞洲や新桜島駅周辺では、工事用車両が一般車両の走行の支障にならないよう配慮すること。</p> <p>・列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこと。</p>	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <p>・鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めることとする。また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこととする。</p> <p>・建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めることとする。また、夜間工事においても影響の軽減に配慮することとする。</p> <p>・舞洲や新桜島駅周辺では、工事用運搬車両が工事区域外に滞留しないように配慮し、一般車両の走行に支障のないようにする。また、渋滞対策等のため、工事工程を調整し、工事用運搬車両の分散化を図るものとする。</p> <p>・列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこととする。</p>	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <p>・夢洲の鉄道換気施設の設置にあたっては、換気施設に防音対策を行った（令和 6 年 3 月終了）。</p> <p>・舞洲、新桜島においては鉄道換気施設の設置工事に至っていない。</p> <p>・建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法などを採用している。</p> <p>・夜間工事が必要となるシールド工事においては、中間処理施設の外周を遮音シートで被うことで騒音対策を行う、稼働時の騒音を調査し騒音の規制基準を下回ることを確認するなど、影響の軽減に配慮した（令和 5 年 5 月終了）。</p> <p>・舞洲や新桜島駅は着工に至っていない。</p> <p>・事後調査を行い、列車の走行に伴う振動が、振動感覚閾値以下になっていることを確認した。（令和 7 年 3 月終了）</p>

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
〔地盤沈下〕 ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤沈下に与える影響を極力抑えるような工法・対策を検討し採用するとともに、事業実施にあたっては適切な施工管理に努めること。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。	〔地盤沈下〕 ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用するとともに、事業実施にあたっては、適切な施工管理に努めることとする。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。	〔地盤沈下〕 ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用した。事業実施にあたっては適切な施工管理に努めた。地盤沈下の監視計画は事後調査計画書に示した。 ・地盤沈下の監視を行い、問題のない旨の結果を報告した（令和5年6月終了）。
〔廃棄物・残土〕 ・シールド工事においては、できる限り掘削土を残土として利用できるよう配慮すること。 ・本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適宜報告すること。	〔廃棄物・残土〕 ・シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 ・本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適切な時期に報告することとする。	〔廃棄物・残土〕 ・シールド工事によって発生した建設汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく個別指定（再生利用業者の指定）制度を活用し、夢洲1区の埋立に利用した（令和5年5月終了）。 ・本事業の実施に伴う発生土搬出量は各年度の報告書に記載している。
〔動物・植物・生態系〕 ・沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適宜報告すること。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。	〔動物・植物・生態系〕 ・沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適切な時期に報告することとする。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。	〔動物・植物・生態系〕 ・沈埋トンネルの工事による海域生物等への影響は認められず、問題は生じなかった（平成19年8月終了）。